

郵便貯金の払戻しには **期限**があります。



「お預り年月日」が平成19年9月30日以前の郵便貯金は全て**満期**を過ぎています。

郵政民営化前(平成19年9月30日まで)に郵便局にお預けいただいた定額郵便貯金、
定期郵便貯金、積立郵便貯金は、法律の規定により、
満期後20年2か月経つと、払戻しが受けられなくなります。

満期を過ぎた郵便貯金の払戻しのお手続はお早めをお願いします。

※平成19年10月1日以降お預けいただいた貯金は、この対象ではありません。休眠預金活用法の対象となります。

満期後にお手続(※)をされ、その事実が確認された場合は、払戻しが受けられることもありますので、
満期後20年2か月の期間の経過にかかわらず郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行の店舗までお申し出下さい。

(※) 郵便貯金証書または通帳の再交付に係る請求、印章変更の届出、氏名変更または住所移転の届出

ご不明な点は、**郵便局の貯金窓口**
または**ゆうちょ銀行の店舗**まで
お問い合わせください。

【商品・サービスに関するお問い合わせ】

ゆうちょコールセンター **0120-108420** (通話料無料)
平日/8:30~21:00、土・日・休日/12月31日~1月3日/9:00~17:00
※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。
※お電話では郵便貯金に関する個別の状況はお答えできません。



郵便貯金の払戻し手続きのご案内



1 満期を過ぎた郵便貯金証書または通帳をお持ちの場合

郵便局またはゆうちょ銀行店舗にて払戻し手続きをお早めにお願いたします。お手続きにあたっては、次のものをご持参ください。

お手続きに必要なもの

- 払戻しのお手続きをされる郵便貯金証書または通帳
- お届け印
- 名義人さまご本人であることが確認できる公的機関が発行した証明書類（ご住所・お名前・生年月日の入ったマイナンバーカードや運転免許証など）

 ご自宅やお勤め先でお手続きする場合、必ず「**預り証**」をお受け取りください

ご注意ください

- 郵便貯金証書または通帳をお預けになる場合は、「預り証」を必ずお受け取りください。
- 後日、現金・郵便貯金証書または通帳をお受け取りになるまで、大切にお持ちください。

郵便局で発行する預り証

ゆうちょ銀行で発行する預り証

2 郵便貯金証書または通帳の所在がご不明の場合

郵便局の貯金窓口またはゆうちょ銀行店舗にご相談ください。

郵便貯金をお持ちであることが確認できれば、紛失等により、郵便貯金証書または通帳の所在がご不明な場合でも、払戻しの手続きができます。また、郵便貯金をお持ちかどうかの確認できない場合は、調査を行うこともできますのでご相談ください。以上のお手続きには時間を要しますので、あらかじめご了承ください。なお、お手続きにあたっては、次のものをご持参ください。

お手続きに必要なもの

- ご印章（お届け印以外でも可）
- 名義人さまご本人であることが確認できる公的機関が発行した証明書類（ご住所・お名前・生年月日の入ったマイナンバーカードや運転免許証など）

（上記1、2の手続きのご注意）

※相続人さまがお手続きされる場合は、名義人さまがお亡くなりになったこと、および、請求人さまが相続人さまであることが確認できる戸籍謄本等の原本が必要です。

※郵便貯金の払戻しのご請求を代理人の方が行う場合は、名義人さまの証明書類、代理人の方の証明書類および名義人さまからの委任状が必要です。

また、郵便貯金をお持ちかどうかの確認を代理人の方が、お手続きされる場合についても、上記証明書類等（名義人さまの証明書類を除く）が必要です。

※各種保険証等、顔写真のない証明書類の場合は、追加で他の証明書類が必要となる場合があります。

（調製：平成30年1月）